◆西川町　まごころ弁当提供見守り事業について◆

1．　対象者（１）～（４）のいずれかに該当する方

（１）65 歳以上のひとり暮らし及び高齢者世帯で、介護認定を受けている方

（２）65 歳以上のひとり暮らし及び高齢者世帯で、**「まごころ弁当申請チェック表」で生活機能評価を行い、生活機能の低下が認められる方**

（３）要介護認定を受けている方（**要介護１以上**）で、日中独居となり、家族の支援が困難な方

（４）その他障がい等のため、まごころ弁当や見守り等が必要な方

2．利用者負担額について

利用者負担段階	対　　象　　者	利用者負担額
第１段階	町民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者または生活保護受給者 町民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	200 円
第２段階	町民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以上１２０万円以下の方	
第３段階	町民税非課税世帯で利用者負担段階が第２段階以外の方	300 円
第４段階	上記以外の方（町民税課税世帯）	400 円